

れた条件にしたがって行なわれていないこと。

(b) 認可機関の理事、役員または被雇用者が、本法または規則のいずれかの規定、または第8条(1)項または第9条(1)項にもとづいて認可のさいに（もしくは協会の場合には第15条(2)項にもとづく指定のさいに）課されたいずれかの条件に違反したこと、またはその指揮管理下にあるいずれかの者が当該規定または条件に違反することを故意に許可したこと。

(c) 第8条(1)項にもとづく機関の認可または第9条(1)項にもとづく施設の認可が、そもそも申請が行なわれた場合は拒否されたであろうこと。

(d) 協会の場合には、協会が以下の事由に該当すること。

(i) 第15条の職務のいずれかもしくは全部を遂行できないまたは遂行していないこと。

(ii) その管轄地のいずれかの区域でその職務のいずれかまたは全部を遂行していないこと。

(iii) 第20条の1の指示にしたがっていないこと。

(e) 認可を取消しまたは停止する。

(f) 協会の場合には、以下のいずれかの対応をとる。

(i) 第15条(2)項の指定を取消しまたは停止する。

(ii) 理事会のいずれかの構成員または全員を解任し、かつそれに代えて他の者を任命する。

(iii) 理事会に代わって協会を管理運営する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 22(1); 1999, c. 2, s. 7.

(2) (提案の通告) 長官が(1)項(e)号または(f)号にもとづく対応をとろうとするときは、長官は、当該認可機関に対し、当該提案の通告、および書面による理由の説明を送達する。ただし、当該機関が長官による当該対応を要請したときまたは長官の提案に同意したときはこのかぎりでない。

(3) (聴聞の要請) (2)項の通告においては、当該機関が、聴聞を要請する書面を(2)項の通告ののち60日以内に長官に郵送または送達したときは、当該機関は本条にもとづく聴聞を受ける権利を有する旨を、当該機関に対して告知する。

(4) (機関が聴聞を求めない場合) 当該機関が(3)項の聴聞を求めないときは、長官は、聴聞を経ることなく、(2)項の長官の通告で述べた提案を実行することができる。

(5) (聴聞) 当該機関が(3)項の聴聞を求めるときは、以下のいずれかの者は、省の被雇用者ではない者を1名または複数名任命して当該事案の聴聞を行なわせ、かつ長官が当該提案を実行するかどうかについて勧告を行なわせる。

(a) 長官が(1)項(e)号の対応のみを提案しているときは、長官。

(b) その他のすべての場合には、州議会に諮って行動する副総督。

(6) (手続) 法定権限手続法の第17条、第18条、第19条および第20条の規定は、本条にもとづく聴聞には適用しない。

(7) (報告) (5)項にもとづいて任命された者は、聴聞を行ない、かつ長官に対して以下の事項を報告する。

(a) 提案の実行に関わる勧告。

(b) 勧告を行なうさいに用いた事実認定、情報または知識、および、到達した法律上の結論であって勧告に関連するもの。

報告を行なった者は、当該報告書の謄本を当該機関に交付する。

(8) (長官の決定) 本条にもとづく報告を検討したのち、長官は提案を実行することができる。そのさい、長官は、長官の決定を理由とともに当該機関に通告する。

(9) (暫定的停止) (2)項の規定に関わらず、長官は、当該機関に通告を行なうことにより、聴聞を経ることなく、(1)項(e)号および(f)号に定めるいずれかの権限を暫定的に行使することができる。ただし、公の利益またはいずれかの者の健康、安全もしくは福祉への直接の脅威を避けるためにそうすることが必要であると長官が判断する場合であって、長官が通告のなかでその旨を理由とともに述べているときにかぎる。長官は、その後、聴聞が行なわれるようにしなければならない。当該聴聞には(3)項から(8)項の規定を準用する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 22(2-9).

第23条 (1) (長官による活動中止命令) 認可サービスの提供の過程で行なわれる活動または活動の方法がいずれかの者の健康、安全または福祉を害しているまたは害する可能性があるとき長官が合理的な根拠にもとづいて考えるときは、長官は、サービス提供者に対し、当該活動を停止または中止するよう命令によって求めることができ、かつ、認可サービスを受けている者の最善の利益にかなうと長官が見なすその他の行動を

とることができる。

(2) (提案の通告) 長官が(1)項にもとづいて活動の停止または中止を求める命令を行なおうとするときは、長官は、当該サービス提供者に対し、当該提案の通告、および書面による理由の説明を送達する。そのさい、第22条(3)項から(8)項の規定を、(5)項(b)号をのぞいて準用する。

(3) (命令をただちに行なうことができる場合) (2)項の規定に関わらず、長官は、当該サービス提供者に通告を行なうことにより、聴聞を経ることなく、サービス提供者が当該活動をただちに停止または中止するよう求めることができる。ただし、当該活動を継続することが公の利益またはいずれかの者の健康、安全もしくは福祉を直接脅かすと長官が判断する場合であって、長官が通告のなかでその旨を理由とともに述べているときにかぎる。長官は、その後、聴聞が行なわれるようにしなければならない。当該聴聞には、第22条(3)項から(8)項の規定を、(5)項(b)号をのぞいて準用する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 23.

第24条 (1) (長官の理事会権限) 長官が第22条(1)項(f)号(iii)にもとづいて協会を管理運営するときは、長官は、当該協会の理事会のすべての権限を有する。

(2) (同) 長官が第22条(1)項(f)号(iii)にもとづいて協会を管理運営するときは、長官は以下の行為を行なうことができる。ただし、本項の規定は(1)項の一般的規定を制限するものではない。

(a) 当該協会の業務を行なうこと。

(b) 当該協会に代わって契約を締結すること。

(c) 当該協会の名義で銀行口座を開き、かつ、小切手その他の書類に当該協会に代わって署名する権限を他の者に与えること。

(d) 当該協会の被雇用者を採用または解雇すること。

(e) 内規を策定すること。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 24 (1, 2).

(3) (施設の占有および運営) 長官が第22条(1)項(f)号(iii)にもとづいて協会を管理運営するときは、長官は以下の行為を行なうことができる。ただし、本項の規定は(1)項の一般的規定を制限するものではない。

(a) 収用法第25条および第41条の規定に関わらず、認可サービスの提供のために当該協会が占有または使用している施設をただちに占有および運営し、または長官が指定する者もしくは機関に当該占有および運営を行なわせること。

(b) 施設の占有にあたり必要とされる援助を長官に与えるよう保安官に指示する命令を、通告を行なうことなく、高等裁判所に申立てること。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 24 (3); 1999, c. 2, s. 35.

(4) (期間の上限) (3)項にもとづいて長官が施設を占有および運営する期間は、当該協会の同意を得た場合を除き、1年を超えてはならない。ただし、州議会に諮って行動する副総督は、時宜に応じて当該期間を延長することができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 24 (4).

## 犯罪

第25条 (犯罪) 以下のいずれかの行為を行なった者、および、法人の理事、役員または被雇用者であって当該違反または当該法人による提供を承認、許可または共謀した者は有罪とし、かつ、有罪判決の言渡しとともに、2,000ドルを超えない罰金に処する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 25.

(a) 第5条(5)項にもとづき長官が求める報告書を提出しないこと。

(b) 第6条(2)項または(3)項 (プログラム・スーパバイザーの妨害等) に違反すること。

(c) 本章にもとづく申請、または本章もしくは規則にもとづいて求められる報告書もしくは申告書において虚偽の情報を提供すること。

## 第2章 サービスへの任意的アクセス

第26条 (定義) 本章において、以下の用語の意義はそれぞれの定めにしたがう。

「諮問委員会」(advisory committee) とは、第34条(2)項にもとづいて設置される居住型措置諮問委員会をいう。

「施設」(institution) とは以下のものをいう。

(a)長官が運営する、または第9章(免許)にもとづいて発行された免許の権限にもとづいて運営される、乳児院以外の子どもの居住施設。

(b)第34条(5)項にもとづいて長官が指定する施設。

「記録」(record)とは、いずれかの者に関連して用いられているときは、第8章(記録の秘密保持および記録へのアクセス)における場合と同義とする。

「特別ニーズ」(special need)とは、行動上の、発達上の、情緒的、身体的、精神的もしくはその他のハンディキャップに関連した、またはそのようなハンディキャップによって引き起こされるニーズをいう。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 26.

## 同意

第27条 (1) (サービスへの同意：16歳以上の者) サービス提供者は、16歳以上の者に対し、本人の同意を得ずにサービスを提供することはできない。ただし、裁判所がその者にサービスを提供するよう本法にもとづき命令したときはこのかぎりでない。

(2) (居住型サービスへの同意：16歳未満の子ども) サービス提供者は、16歳未満の子どもに対し、その子どもの親の同意、または子どもが法律にもとづき協会の監護のもとに置かれている場合は当該協会の同意を得ずに居住型サービスを提供することはできない。ただし、本法が別段の定めを置くときはこのかぎりでない。

(3) (例外) (1)項および(2)項は、子どもに対するサービスが第4章(罪を犯した青少年)にもとづいて提供されるときは適用されない。

(4) (居住型措置の解除) (2)項に掲げた同意を得て居住型措置の対象とされた子どもは、以下のいずれかの場合でなければ当該措置を解除されない。

(a)新たな居住型措置のために必要とされる同意があるとき。

(b)当該措置が、第33条(通告による終了)にしたがい、第29条(1)項(一時ケア協定)または第30条(1)項もしくは(2)項(特別ニーズ協定)にもとづく協定の権限にもとづいて行なわれるとき。

(5) (他の措置先への移送) (2)項に掲げた同意を得て居住型措置の対象とされた子どもは、新たな居住型措置のために必要とされる同意があるときを除き、いずれかの措置先から他の措置先へと移送されない。

(6) (子どもの希望) 子どもの居住型措置を解除するとき、または(2)項の同意を得ていずれかの居住型措置先から他の措置先へと子どもを移送するときは、サービス提供者は、子どもの希望を合理的に確認できる場合には当該希望を事前に考慮にいれなければならない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 27.

第28条 (カウンセリング・サービス：12歳以上の子ども) サービス提供者は、12歳以上の子どもに対し、本人の同意を得てカウンセリング・サービスを提供することができ、他のいかなる者の同意も必要としない。ただし、子どもが16歳未満の場合、サービス提供者は、適切なもっとも早い機会に、子どもの親を関与させることの望ましきについて本人と話し合うものとする。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 28.

## 一時ケア協定

第29条 (1) (一時ケア協定) 監護下にある子どもを十分にケアすることが一時的にできない者とその者の居住地域を管轄する協会は、協会による子どものケアおよび監護のための協定を書面で交わすことができる。

(2) (子どもの年齢) いかなる一時ケア協定も、以下のいずれかに該当するときは交わすことができない。

(a)子どもが16歳以上であるとき。

(b)子どもが12歳以上であって、協定の当事者とされないとき。

(3) (例外：発達上のハンディキャップ) (2)項(b)号の規定は、発達上のハンディキャップのために子どもが協定に参加する能力を欠いている旨の判断が、協定を交わす1年以上前に判定にもとづいて行なわれていたときは適用しない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 29 (1-3).

(4) (協会の職務) 協会は、以下のすべての要件が満たされるときでなければ一時ケア協定を交わしてはならない。

(a)協会が、子どもの利益になると思われる適切な居住型措置が利用できると判断すること。

(b) 協会が、子ども自身の居宅におけるケアのような、いっそう阻害性の少ない行動方針をとることが当該状況下では適切ではないと確信すること。

(5) (協定期間の制限) いかなる一時ケア協定も、6か月を超える期間について交わしてはならない。ただし、一時ケア協定の当事者は、ディレクターの書面による承認を得て、当該期間を1回または複数回延長することができる。当該延長は、延長期間を含む協定期間の総計が合算して12か月を超えない場合に限られる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 29 (5).

(6) (期間制限) いかなる一時ケア協定も、子どもが以下の期間を超えて協会のケアおよび監護のもとに置かれる結果につながるような形で交わされまたは延長されてはならない。

(a) 協定が交わされまたは延長された日に子どもが6歳未満であるときは、12か月。

(b) 協定が交わされまたは延長された日に子どもが6歳以上であるときは、24か月。

注：オンタリオ州法第2章第8条(2)項により改正された(6)項の規定の適用上、2000年3月31日以前に子どもが協会のケアおよび監護のもとに置かれていた期間は算入しない。参照：1999, c. 2, s. 37(1).

注：オンタリオ州法第2章第8条(2)項の布告に関わらず、2000年3月31日の時点で協会のケアおよび監護のもとに置かれていた子どもに関しては、当該子どもがひきつづき協会のケアおよび監護のもとに置かれているかぎりにおいて、2000年3月31日以前の本条(6)項の規定をひきつづき適用する。

(6.1) (同) (6)項に掲げた期間の計算にあたっては、子どもが以下のいずれかの形態で協会のケアおよび監護のもとに置かれていた期間も算入する。

(a) 第57条(1)項2号にもとづき協会の監護のもとに置かれていたとき。

(b) 第29条(1)項の一時ケア協定にもとづいて。

(c) 第51条(2)項(b)号の仮処分命令にもとづいて。

(6.2) (以前の期間のうち算入されるべきもの) (6)項に掲げた期間には、以前に(6.1)項に定める形態で子どもが協会のケアおよび監護のもとに置かれていた期間を含む。ただし、子どもが協会のケアおよび監護のもとに5年以上続けて置かれていなかった期間以前の期間は含まない。1999, c. 2, s. 8 (2).

注：オンタリオ州法第2章第8条(2)項により定められた(6.1)項および(6.2)項の規定の適用上、2000年3月31日以前に子どもが協会のケアおよび監護のもとに置かれていた期間は算入しない。参照：1999, c. 2, s. 37(1).

(7) (治療に同意する権限の委譲の許可) 一時ケア協定においては、子どもの治療に関して親の同意が求められる場合に協会が当該治療に同意する権利を有する旨を定めることができる。

(8) (一時ケア協定の内容) 一時ケア協定には以下の内容を含めるものとする。

1. 子どものケアおよび監護が協会に委譲される旨の、協定当事者全員による声明。
2. 子どもの措置は自発的なものである旨の、協定当事者全員による声明。
3. 子どもを十分にケアすることが一時的に不可能であり、かつ子どもの居住型措置に代わる手段について協会と話し合った旨の、(1)項に掲げた者による声明。
4. 子どもとの接触を維持しかつ子どものケアに関与する旨の、(1)項に掲げた者による誓約。
5. (1)項に掲げた者が子どもとの接触を維持しかつ子どものケアに関与することが不可能なときは、その者による、進んでその責任を受け入れる用意がある他の者の指名。
6. 協会と(1)項に掲げた者との連絡を主として担当する者の氏名。
7. その他定められた規定。

(9) (諮問委員会による指名) (1)項に掲げられた者が(8)項4号の誓約を行わず、または同5号にもとづき他の者を指名しないときは、管轄権を有する諮問委員会は、協会との協議により、進んで子どもとの接触を維持しかつ子どものケアに関与する適切な者を指名することができる。

(10) (協定の変更) 一時ケア協定の当事者は、本章および本章にもとづく規則に一致する方法で、時宜に応じて協定を変更することができる。

## 特別ニーズ協定

第30条 (1) (協会との特別ニーズ協定) 監護下にある子どもが特別ニーズを有しているために子どもが必要とするサービスを提供できない者とその者の居住地を管轄する協会は、ディレクターの書面による承認を得て、以下の目的のための協定を書面で交わすことができる。

(a) 子どもの特別ニーズを満たすためのサービスを協会が提供すること。

(b) 協会が子どもを監督またはケアおよび監護すること。

(2) (長官との特別ニーズ協定) 監護下にある子どもが特別ニーズを有しているために子どもが必要とするサービスを提供できない者と長官は、以下の目的のための協定を書面で交わすことができる。

(a) 子どもの特別ニーズを満たすためのサービスを長官が提供すること。

(b) 長官が子どもを監督またはケアおよび監護すること。

(3) (期限を定める要件) 特別ニーズ協定は期限を定めなければ交わすことができない。ただし、当該期限は、協会との協定の場合にはディレクターの書面による承認を得て、1回または複数回延長することができる。

(4) (第29条(7)～(10)項の適用) 特別ニーズ協定によって子どもの居住型措置が行なわれるときは、第29条(7)項、(8)項、(9)項および(10)項(治療に同意する権限、協定の内容、変更)の規定を準用し、かつ、協会または該当する場合には長官に対し、第29条(4)項(協会の職務)を準用する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 30.

第31条 (1) (16歳および17歳の者による協会との協定) 16歳以上の子どもであって親のケアを受けておらずかつ特別ニーズを有する者と当該の子どもの居住地を管轄する協会は、ディレクターの書面による承認を得て、その子どもの特別ニーズを満たすためのサービスを協会が提供するための協定を書面で交わすことができる。

(2) (同:長官との特別ニーズ協定) 16歳以上の子どもであって親のケアを受けておらずかつ特別ニーズを有する者と長官は、その子どもの特別ニーズを満たすためのサービスを長官が提供するための協定を書面で交わすことができる。

(3) (協定の内容) (1)項または(2)項にもとづいて交わされる協定には、定められた規定が含まれなければならない。

(4) (第29条(10)項の適用) 第29条(10)項(変更)の規定は、(1)項または(2)項の協定に適用する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 31.

#### 協定の満了および終了

第32条 (18歳の時点での協定の満了) 第29条、第30条または第31条にもとづくいかなる協定も、その対象となっている者の18歳の誕生日を超えて継続されない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 32.

第33条 (1) (協定の終了の通告) 第29条、第30条または第31条にもとづく協定の当事者は、協定を終了させたい旨の書面による通告を他のすべての当事者に行なうことにより、いつでも協定を終了させることができる。

(2) (通告の発効) (1)項にもとづき通告が行なわれたときは、協定は、他のすべての当事者が実際に通告を受領した日より5日が経過した時点で、またはそれ以上の期間であって21日を超えない範囲の、協定に定められた期間が経過した時点で終了する。

(3) (協会による子どもの復帰等) 第29条(1)項または第30条(1)項にもとづき交わされたケアおよび監護のための協定を終了させたい旨の通告が、(1)項にもとづいて協会によりまたは協会に対して行なわれたときは、協会は、できるかぎり早期に、かついずれの場合にも(2)項にもとづき協定が終了する以前に、以下のことをする。

(a) 協定を交わした者、または協定が交わされて以降に子どもの監護命令を受けた者のもとに子どもが復帰させられるよう手配すること。

(b) (a)号の者に子どもが復帰させられた場合に第3章(子どもの保護)第37条(2)項の意味における保護が必要となるとの見解を協会が有するときは、子どもが当該ケースにおいて保護を必要とするかどうかの決定を受けるため、同章にもとづいて子どもを裁判所に引致する。それ以降は、当該の子どもに対し、第3章の規定を準用する。

(4) (同:長官) 第29条(1)項または第30条(1)項にもとづいて交わされたケアおよび監護のための協定を終了させたい旨の通告が、(1)項にもとづいて長官によりまたは長官に対して行なわれたときは、長官に対して(3)項の規定を準用する。

(5) (同:協定の満了) 第29条(6)項にもとづいて一時ケア協定の期限が満了したまたは満了しようとしているとき、および、一時ケア協定、またはケアおよび監護について定めた特別ニーズ協定の期限がその条項に

したがいは満了したまたは満了しようとしておりかつ延長されないときは、協会または該当する場合には長官は、協定が満了する前、または満了ののち實際上可能なかぎり早期に、ただしいずれの場合にも協定の満了ののち 21 日を超えることなく、以下のことをする。

(a) 協定を交わした者、または協定が交わされて以降に子どもの監護命令を受けた者のもとに子どもが復帰させられるよう手配する。

(b) (a) 号の者のもとに子どもが復帰させられた場合に第 3 章（子どもの保護）第 37 条(2)項の意味における保護が必要となるとの見解を協会または該当する場合には長官が有するときは、子どもが当該ケースにおいて保護を必要とするかどうかの決定を受けるため、同章にもとづいて子どもを裁判所に引致する。それ以降は、当該の子どもに対して第 3 章の規定を準用する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 33.

#### 居住型措置諮問委員会による審査

第 34 条 (1) (適用) 本条において、「居住型措置」には以下を含まない。

(a) 罪を犯した青少年法（カナダ）または第 4 章（罪を犯した青少年）にもとづく措置。

(b) 第 6 章（非常措置）にもとづく閉鎖処遇プログラムへの送致。

(c) サービス提供者でも里親でもない者への託置。

(2) (居住型措置諮問委員会) 長官は、それぞれ以下の者から構成される居住型措置審査委員会を設置することができる。そのさい、長官は各諮問委員会の管轄地を指定する。

(a) サービスの提供に従事する者。

(b) 子どもの福祉に対し、専門的識見に裏づけられた関心を示してきた他の者。

(c) 省の代表 1 名。

(d) 長官が希望するときは、長官が適当と考える他の者（バンドまたは先住民コミュニティの代表を含む）。

(3) (委員に対する支払等) 長官は、諮問委員会の委員のいずれかまたは全員に対して手当および合理的な交通費を支払うことができ、かつ、諮問委員会が支援職員を雇用するのを許可することができる。

(4) (委員会の職務) 諮問委員会は、居住型サービスおよびそれに代わる手段の利用可能性および妥当性について親、子どもおよびサービス提供者に助言、情報および援助を提供する職務、本条にもとづく審査を実施する職務、および第 29 条(9)項（一時ケア協定のもとにある子どもとの接触）の適用のためにいずれかの者を指名する職務、ならびにこれ以外の定められた職務を行なう。

(5) (長官による指定) 長官は、一時に 10 人以上の子どもに居住型サービスを提供できる営造物一般、特定カテゴリーの営造物または営造物の一部を、本条の適用のための施設に指定することができる。

(6) (委員会による義務的審査) 諮問委員会は以下の措置について審査しなければならない。

(a) 諮問委員会の管轄地に居住する子どもを施設に措置するものであって、90 日以上継続することを予定されているまたは実際に継続しているあらゆる居住型措置。

(i) 当該審査は可能なかぎり早く、ただしいずれの場合にも子どもが施設に措置されてから 45 日以内に行なわれなければならない。

(ii) 当該審査は、当該措置が(i)にしたがって審査されないときは、委員会の設置から 12 か月以内、またはそれを超える場合には長官が認めた期間内に行なわれなければならない。

(iii) 当該審査は、措置の継続中、(i) または(ii) の審査ののち少なくとも 9 か月ごとに 1 回行なわれなければならない。

(b) 12 歳以上であって、措置に反対しかつ諮問委員会の管轄地に居住する子どもを対象としたあらゆる居住型措置。

(i) 当該審査は、子どもが措置された措置の翌日から起算して 1 週間以内に行なわれなければならない。

(ii) 当該審査は、措置の継続中、(i) の審査ののち少なくとも 9 か月ごとに 1 回行なわれなければならない。

(c) 長官が諮問委員会に諮問した子どもを対象として現に行なわれているまたは提案されている居住型措置。当該審査は諮問から 30 日以内に行なわれなければならない。

(7) (裁量審査) 諮問委員会は、諮問委員会の管轄地に居住している子どもを対象として現に行なわれている

または提案されている居住型措置を、いずれかの者の要請によりまたは職権により、いつでも審査または再審査することができる。

(8) (審査の非公式性等) 諮問委員会は、本条にもとづく審査を、非公式な方法でかつ非公開で行なわなければならない。審査にあたり、委員会は以下のことを行なうものとする。

(a) 子ども、その家族の構成員ならびに子どもおよび家族の代理人から事情を聴取する。

(b) サービス提供に従事する者、および、当該事案に利害を有しているまたは諮問委員会の役に立つような情報を有している可能性のあるその他の者から事情を聴取する。

(c) 委員会に提出された書類および報告書を検討する。

(d) 第 8 章 (記録の秘密保持および記録へのアクセス) で定義されているところの子どもおよびその家族の構成員の記録であって、同章にしたがって委員会に開示されたものを検討する。

(9) (諮問委員会を援助するサービス提供者の義務) サービス提供者は、諮問委員会の要請により、審査の実施にあたって諮問委員会への援助および協力を行なわなければならない。

(10) (委員会が考慮すべき事項) 諮問委員会は、審査を終了するにあたり、以下のことを行なわなければならない。

(a) 子どもが特別ニーズを有しているかどうか決定すること。

(b) 現に行なわれているまたは提案されている居住型措置において子どもがどのようなプログラムを利用可能であるか、および、子どもが利用可能なプログラムがその子どもの利益となるかどうかを考慮すること。

(c) 現に行なわれているまたは提案されている居住型措置が、当該状況下で子どもにとって適切かどうかを考慮すること。

(d) 措置に代わるいっそう制約の少ない手段のほうが当該状況下においては適切であると考えるときは、当該手段を指定すること。

(e) 子どものケアにおけるコミュニティの重要性、およびコミュニティの崩壊が子どもにもたらす可能性のある影響を考慮すること。

(f) 子どもがインディアンまたは先住民であるときは、インディアンおよび先住民の文化、遺産および伝統の独自性を認め、かつ子どもの文化的アイデンティティを保持することの重要性を考慮すること。

R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 34.

第 35 条 (1) (勧告) 諮問委員会は、審査の終了後できるだけ早く、その勧告を以下の者に通知し、かつ、子どもが 12 歳以上であるときは、第 36 条の権利を当該の子どもに通知する。

(a) サービス提供者。

(b) 子どもの代理人。

(c) 子どもの親、または子どもが法律にもとづき協会の監護のもとに置かれているときは当該協会。

(d) 子どもが理解できると合理的に期待できるときは、当該の子ども。

(e) 子どもがインディアンまたは先住民であるときは、子どものバンドまたは先住民コミュニティが選任する代表。

(2) (長官に対する審査報告) 審査を行なった諮問委員会は、審査の終了後 30 日以内に、その認定結果および勧告を長官に報告する。

(3) (いっそう制約の少ないサービスの勧告) 諮問委員会が、子どもに対していっそう制約の少ないサービスを提供することのほうがその子どもにとって居住型措置よりも適切であると考えるときは、諮問委員会は、(2) 項の報告において、子どもにいっそう制約の少ないサービスが提供されるべきことを勧告する。

(4) (長官の要請にもとづく追加報告) 諮問委員会は、(2) 項の報告に加えて、長官が要請するときはいつでも、その活動に関する報告を長官に対して行なう。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 35.

第 36 条 (1) (子ども家庭サービス審査委員会による審査) 12 歳以上の子どもであって、居住型措置の対象とされておりかつ当該措置に反対である者は、当該措置が第 34 条にもとづく諮問委員会の審査を受けており、かつ以下のいずれかの要件を満たすときは、委員会に対し、自己がどこに留まりまたは措置されるべきかについて決定するよう申立てることができる。

- (a) 子どもが諮問委員会の勧告に納得しないとき。
- (b) 諮問委員会の勧告にしたがった対応がとられなかったとき。
- (2) (委員会の職務) 委員会は、(1)項の申立てに関する審査を30日以内に実施するものとし、かつ、審査にあたって聴聞を行なうことができる。
- (3) (同) 委員会は、子どもの申立てを受領した日から10日以内に、当該の子どもに対し、聴聞を行なう意図があるか否かを通知する。
- (4) (当事者) 本条にもとづく聴聞の当事者は以下のとおりである。
  - (a) 子ども。
  - (b) 子どもの親、または子どもが法律にもとづき協会の監護のもとに置かれているときは協会。
  - (c) 子どもがインディアンまたは先住民であるときは、子どものバンドまたは先住民コミュニティが選任する代表。
  - (d) 委員会が指定するその他の者。
- (5) (決定の期限) 委員会は、子どもの申立てを受領してから30日以内に審査を終了しかつ決定を行なう。ただし、以下の双方の要件を満たすときはこのかぎりでない。
  - (a) 委員会が審査に関連して聴聞を行なうとき。
  - (b) 当事者が委員会の決定期限の延長に同意するとき。
- (6) (委員会の勧告) (2)項の審査を実施したのち、委員会は以下のいずれかの対応をとることができる。
  - (a) 他の居住型措置が利用可能であると委員会が認めるときは、子どもを他の居住型措置に移送するよう命令する。
  - (b) 子どもの居住型措置を解除するよう命令する。
  - (c) 現行の措置を追認する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 36.

### 第3章 子どもの保護

第37条 (1) (定義) 本章において、以下の用語の意義はそれぞれの定めにしたがう。

「子ども」(child)には、第3条(1)項に定める子どもであって、現に16歳以上であるまたは16歳以上と思われる者を含まない。ただし、その子どもが本章にもとづく命令の対象となっている場合はこのかぎりではない。

「子ども保護ワーカー」(child protection worker)とは、ディレクター、地方ディレクター、または第40条(子ども保護手続きの開始)の適用のためにディレクターもしくは地方ディレクターから権限を与えられた者をいう。

「大家族」(extended family)とは、子どもとの関連で用いられているときは、子どもが血縁関係、婚姻関係または養子縁組関係にある者をいう。

「親」(parent)とは、子どもとの関連で用いられているときは、以下のいずれかの者をいう。ただし、里親は含まない。

- (a) 子どもの母。
- (b) 子ども法改革法第8条(1)項1～6号のいずれかに掲げられている者。ただし、その者が子どもの実の父ではないという蓋然性が高いと証明された場合は除く。
- (c) 法律にもとづいて子どもの監護権を有している者。
- (d) 本章にもとづく介入が行なわれるまでの12か月以内に、子どもを自己の家族の子として取り扱うという安定した意図を示し、または子どもを認知しかつ子どもの養育を行なってきた者。
- (e) 書面による協定または裁判所の命令により、子どもの養育を義務づけられ、子どもの監護権を有し、または子どもとの面接交渉権を有する者。
- (f) 子ども法改革法第12条にもとづき書面で子どもを認知した者。

「安全な場所」(place of safety)とは、里親家庭、病院、および、第1章(柔軟なサービス)第17条(2)項にもとづきディレクターが指定する単一または複数の場所のうちいずれかの場所をいう。ただし、以下の場所は含まない。

- (a) 第4章(罪を犯した青少年)に定める閉鎖収容所。



(b) 第4章に定める一時拘禁所。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 37 (1).

(2) (保護を必要とする子ども) 子どもは、以下の場合に保護を必要とするものとされる。

(a) 子どもが、その子どもに責任を有する者によって負わされた、またはその者の以下のいずれかの行為によって引き起こされたもしくはもたらされた身体的傷害をこうむっているとき。

(i) 子どもを十分にケア、養育、監督または保護しないこと。

(ii) 子どものケア、養育、監督または保護を一貫して怠解していること。

(b) 子どもが、その子どもに責任を有する者によって負わされる、またはその者の以下のいずれかの行為によって引き起こされるもしくはもたらされる身体的傷害をこうむる可能性が高いというおそれが存在するとき。

(i) 子どもを十分にケア、養育、監督または保護しないこと。

(ii) 子どものケア、養育、監督または保護を一貫して怠解していること。

(c) 子どもがその子どもに責任を有する者によって性的暴行もしくは性的搾取を受けているとき、または、子どもが他の者によって性的暴行または性的搾取を受けている場合であって、その子どもに責任を有する者が性的暴行または性的搾取の可能性を知っておりもしくは知っているべきであり、かつ子どもを保護しないとき。

(d) 子どもが(c)号の状況下で性的暴行または性的搾取を受ける可能性が高いというおそれが存在するとき。

(e) 身体的傷害または苦痛を治癒、防止または緩和するために子どもが治療を必要とする場合であって、その子どもの親またはその子どもに責任を有する者が治療を提供せず、もしくは治療を拒否し、または治療に対する同意を得るための連絡がとれずもしくは当該同意を提供できないとき。

(f) 子どもが情緒的害をこうむっていることが、以下のいずれかの徴候が深刻に現れていることによって明らかであり、かつ、子どもがこうむっている当該情緒的害が、その子どもの親またはその子どもに責任を有している者の作為、不作為または一貫した怠解によってもたらされていると信ずる合理的な理由があるとき。

(i) 不安。

(ii) 抑鬱。

(iii) ひきこもり。

(iv) 自傷行動または攻撃的行動。

(v) 発達の遅れ。

(f. 1) (f)号(i)、(ii)、(iii)、(iv)または(v)に掲げられたような情緒的害を子どもがこうむっている場合であって、その子どもの親またはその子どもに責任を有する者が、当該害を是正または緩和するためのサービスまたは治療を提供せず、もしくはそのようなサービスまたは治療を拒否し、またはそのようなサービスまたは治療に対する同意を得るための連絡がとれずもしくは当該同意を提供できないとき。

(g) 子どもが、その子どもの親またはその子どもに責任を有する者の作為、不作為または一貫した怠解によってもたらされる、(f)号(i)、(ii)、(iii)、(iv)または(v)に掲げられたような情緒的害をこうむる危険性が高いというおそれが存在するとき。

(g. 1) (f)号(i)、(ii)、(iii)、(iv)または(v)に掲げられたような情緒的害を子どもがこうむる可能性が高い場合であって、その子どもの親またはその子どもに責任を有する者が、当該害を防止するためのサービスまたは治療を提供せず、もしくはそのようなサービスまたは治療を拒否し、またはそのようなサービスまたは治療に対する同意を得るための連絡がとれずもしくは当該同意を提供できない可能性が高いというおそれが存在するとき。

(h) 子どもが、是正されなければ子どもの発達を深刻に損なう可能性のある精神的、情緒的または発達上の状態に置かれている場合であって、その子どもの親またはその子どもに責任を有する者が、当該状態を是正または緩和するための治療を提供せず、もしくは治療を拒否し、または治療に対する同意を得るための連絡がとれずもしくは当該同意を提供できないとき。

(i) 子どもが遺棄されたとき、子どもの親が死亡したとき、もしくは子どもの親が所在不明であって子どもに対する監護権を行使できず、かつ子どものケアおよび監護のための体制を十分に整えていないとき、または、子どもが居住型措置措置の対象とされている場合であって、親が子どものケアおよび監護

を再開することができないもしくはその意思がないとき。

(j)子どもが12歳未満であり、かつ他の者を殺害もしくは他の者に重傷を負わせまたは他の者の財産に深刻な損害を与えた場合であって、再発を防止するためのサービスまたは治療が必要とされており、かつ、その子どもの親またはその子どもに責任を有する者が、当該傷害を防止するためのサービスまたは治療を提供せず、もしくはそのようなサービスまたは治療を拒否し、またはそのようなサービスまたは治療に対する同意を得るための連絡がとれずもしくは当該同意を提供できないとき。

(k)子どもが12歳未満であり、かつ複数回にわたって他の者に身体的傷害を負わせまたは他の者の財産を喪失させもしくは他の者の財産に損害を与えた場合であって、当該行為が、その子どもに責任を有する者から奨励されて、またはその者が子どもを十分に監督しないまたは監督できないことを原因として行なわれたとき。

(l)子どもの親がその子どもをケアできない場合であって、子どもが、親の同意、および子どもが12歳以上である場合には本人の同意を得て、本章にもとづく措置の対象とするために裁判所に引致されたとき。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 37 (2); 1999, c. 2, s. 9.

(3) (子どもの最善の利益) 子どもの最善の利益にのっとった命令または決定を行なうよう本章で指示されている者は、当該事案に関わる以下の状況のうち、関連すると考えるものを考慮にいれなければならない。

1. 子どもの身体的、精神的および情緒的ニーズならびに当該ニーズを満たすための適切なケアまたは処遇。

2. 子どもの身体的、精神的および情緒的発達水準。

3. 子どもの文化的背景。

4. 子どもがいずれかの宗教的信条のなかで養育されているときは、当該宗教的信条。

5. 親との前向きな関係および家族の構成員として安定を保障された場所が、子どもの発達にとって重要であること。

6. 子どもの血縁関係または養子縁組命令を通じて確立された関係。

7. 子どものケアにおいて継続性が重要であること、および当該継続性が破壊された場合に子どもにもたらされる可能性のある影響。

8. 協会が子どものケアのために提案する計画（子どもを養子縁組のために措置するまたは子どもの養子縁組を行なうという提案を含む）の利点と、子どもが親とともに生活することまたは親のもとに復帰することの利点との比較。

9. 子どもの意見および希望を合理的に確かめられるときは、当該意見および希望。

10. 事案の処理の遅延が子どもに及ぼす影響。

11. 親のケアから分離されること、親のケアから分離されたままの状態に留まること、親のケアのもとに復帰することまたは親のケアのもとに留まることを通じて子どもが害をこうむる可能性があるというおそれ。

12. 子どもが保護を必要とするという見解を正当化するいずれかのおそれが存在するときは、そのおそれの度合い。

13. 関連性を有する他のいずれかの状況。

(4) (子どもがインディアンまたは先住民であるとき) 子どもの最善の利益にのっとった命令または決定を行なうよう本章で指示されている者は、その子どもがインディアンまたは先住民であるときは、インディアンおよび先住民文化の独自性の認識を踏まえて子どもの文化的アイデンティティを保持することが重要であることを考慮にいれなければならない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 37 (3, 4).

注：1999年オンタリオ州法第2章第9条の布告に関わらず、第3章にもとづくいずれかの手続（地位の再審査手続を含む）であって2000年3月31日以前に開始されたものとの関連では、2000年3月31日以前の本法第37条の規定を適用する。

## 法的代理人

第38条 (1) (子どもの法的代理人) 子どもは、本章にもとづく手続のいかなる段階においても法的代理人を選任することができる。

(2) (裁判所の考慮義務) 本章にもとづく手続において子どもに法的代理人が選任されていないときは、裁判所は、子どもの利益を保護するために法的代理人の選任が望ましいかどうかを以下のとおり決定する。

(a) 裁判所は、当該手続の開始後、實際上可能なかぎり早期に当該決定を行わなければならない。

(b) 裁判所は、当該手続のその後のいかなる段階であっても、当該決定を行なうことができる。

(3) (法的代理人を選任するための指示) 子どもの利益を保護するために法的代理人の選任が望ましいと決定したときは、裁判所は、子どものために法的代理人が選任されるよう指示を行なう。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 38 (1-3).

(4) (基準) 以下のいずれかの場合には、子どもの利益を保護するために法的代理人の選任が望ましいと見なす。ただし、裁判所が、子どもの意見および希望を合理的に確かめられるときは当該意見および希望を考慮にいれ、その他の方法により子どもの利益が十分に保護されると認めるときはこのかぎりでない。

(a) 子どもと親または協会とのあいだに見解の相違があると裁判所が考える場合であって、協会が、子どもをいずれかの者のケアから分離することまたは第 57 条(1)項 2 号または 3 号にもとづいて協会もしくは国の監護のもとに置くことを提案しているとき。

(b) 子どもが協会のケアのもとにある場合であって、以下のいずれかに該当するとき。

(i) 親が裁判所に出頭しないとき。

(ii) 第 37 条(2)項(a)号、(c)号、(f)号、(f.1)号または(h)号の意味する範囲内で子どもが保護を必要としていると申立てられているとき。

(c) 子どもが審判への出席を認められていないとき。

(5) (親が未成年者である場合) 子どもの親が 18 歳未満であるときは、子ども弁護士が本章にもとづく手続において親の代理人を務める。ただし、裁判所が別段の命令を言渡すときはこのかぎりでない。

注：1999 年オンタリオ州法第 2 章第 10 条の布告に関わらず、第 3 章にもとづくいずれかの手続（地位の再審査手続を含む）であって 2000 年 3 月 31 日以前に開始されたものとの関連では、2000 年 3 月 31 日以前の本法第 38 条の規定を適用する。参照：1999, c. 2, ss. 37 (5) 38.

## 当事者および通告

第 39 条 (1) (当事者) 本章にもとづく手続の当事者は以下の者とする。

1. 申立人。

2. 当該事案を管轄する協会。

3. 子どもの親。

4. 子どもがインディアンまたは先住民であるときは、子どものバンドまたは先住民コミュニティが選任する代表。

(2) (ディレクターの追加) 本章にもとづく手続のいかなる段階においても、裁判所は、ディレクターの申し出があったときはディレクターを当事者に加える。

(3) (参加する権利) 審判までの 6 か月間子どもを継続的にケアしていきたいかなる者（里親を含む）も、以下のことをすることができる。ただし、審判に対するこれ以上の参加は、裁判所の許可を得なければ行なうことができない。

(a) 当事者として、手続の通告を同じように受ける権利を有すること。

(b) 審判に出席すること。

(c) 事務弁護士を代理人とすること。

(d) 裁判所に意見を提出すること。

(4) (12 歳以上の子ども) 本章にもとづく手続の対象とされている 12 歳以上の子どもは、手続の通告を受け、かつ審判に出席する権利を有する。ただし、裁判所が、審判に出席することが子どもに情緒的害をもたらすことを認め、かつ、子どもが手続の通告を受けかつ審判への出席を認められるべきでないことを命じたときは、このかぎりでない。

(5) (12 歳未満の子ども) 本章にもとづく手続の対象とされている 12 歳未満の子どもは、手続の通告を受けまたは審判に出席する権利を有しない。ただし、裁判所が、以下の双方の要件が満たされていることを認め、かつ、子どもが手続の通告を受けかつ審判への出席を認められるべきことを命じたときは、このかぎりでない。

(a) 子どもが審判について理解する能力を有していること。

(b) 審判に出席することによって子どもが情緒的害をこうむることがないこと。

(6) (子どもの参加) 第64条(4)項(地位の再審査)にもとづく申立人である子ども、本章にもとづく手続の通告を受けている子どもまたは手続における法定代理人を選任している子どもは、当事者と同様に手続に参加しかつ第69条にもとづいて不服申立てを行なう権利を有する。

(7) (通告の免除) 裁判所は、いずれかの者への通告に要する時間が子どもの健康または安全を脅かす可能性があるとき、その者に対する通告を免除することができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 39.

## 子ども保護手続の開始

第40条 (1) (申立て) 協会は、裁判所に対し、子どもが保護を必要としているかどうか決定するよう申立てることができる。

(2) (子どもの身柄確保令状) 治安判事は、子ども保護ワーカーが宣誓のうえ提出した情報にもとづき、以下の要件を満たすと信ずるに足る合理的および蓋然的根拠があると認めるときは、子どもを安全な場所に連れていく権限を子ども保護ワーカーに認める令状を發布することができる。

(a) 子どもが保護を必要としていること。

(b) いっそう制約の少ない手段が利用できない、またはそのような手段では子どもを十分に保護することにならないこと。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 40 (1, 2).

(3) (同) 治安判事は、子ども保護ワーカーが第(7)項にもとづき子どもを安全な場所に連れていけるという理由のみで、(2)項の令状の發布を拒否してはならない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 40 (3); 1993, c. 27, Sched.

(4) (子どもの引渡しまたは身柄確保命令) 協会に対する通告と同時にいずれかの者が行なった申立てにもとづき、以下の(a)および(b)の要件を満たすと信ずるに足る合理的および蓋然的根拠があると認めるときは、裁判所は、以下の(c)または(d)の命令を言渡すことができる。

(a) 子どもが保護を必要としており、当該事案が協会に通報されており、協会が(1)項の申立てを行なっておらず、かつ、いかなる子ども保護ワーカーも(2)項の令状を請求しまたは(7)項にもとづいて子どもの身柄を確保していないとき。

(b) 裁判所に引致する以外の方法では子どもを十分に保護することができないとき。

(c) 第47条(1)項にもとづいて子どもが保護を必要としているかどうかの決定を行なう審判のため、子どもに責任を有する者が、命令で指定された時間および場所にしがって子どもを裁判所に引渡すこと。

(d) (c)号の命令では子どもが十分に保護されないと裁判所が認めるときは、協会が雇用する子ども保護ワーカーが子どもを安全な場所に連れていくこと。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 40 (4); 1993, c. 27, Sched.

(5) (子どもの氏名、場所の指定の不要) (1)項の申立て、(2)項の令状または(4)項の命令においては、子どもの氏名を記載し、または子どもがいる場所を指定する必要はない。

(6) (立入り等の権限) (2)項の令状または(4)項(d)号の命令により子どもを安全な場所に連れていく権限を認められた子ども保護ワーカーは、令状または命令で指定されたいずれの場所にも、必要であれば実力によっていつでも立入り、かつ子どもの捜索および連行を行なうことができる。

(7) (令状なしの身柄確保) 以下の要件が満たされていると合理的および蓋然的根拠にもとづいて考える子ども保護ワーカーは、令状なしに子どもを安全な場所に連れていくことができる。

(a) 子どもが保護を必要としていること。

(b) 当該事案を第47条(1)項の審判に付すためまたは(2)項の令状の發布を受けるために必要とされる時間内に、子どもの健康または安全が相当におびやかされるおそれがあること。

(8) (警察の援助) 本条にもとづいて行動する子ども保護ワーカーは警察官の援助を求めることができる。

(9) (子どもの診断への同意) (7)項にもとづいて、または(2)項の令状もしくは(4)項(d)号の命令にもとづいて行動する子ども保護ワーカーは、他の場合には親の同意が必要とされる時も、医師による子どもの診断を認めることができる。

(10) (開放一時拘禁所) 本条にもとづいて子どもを安全な場所に連れていく子ども保護ワーカーが、いっそう制約の少ない手段が実行可能ではないと合理的および蓋然的根拠にもとづいて考えるときは、子どもを、第4章(罪を犯した青少年)に定める開放一時拘禁所である安全な場所に収容することができる。

(11) 立入りの権利等) (7)項に掲げられた子どもがいずれかの場所に存在すると合理的および蓋然的根拠にもとづいて考える子ども保護ワーカーは、令状なしに、必要であれば実力によって当該場所に立入り、かつ子どもの捜索および連行を行なうことができる。

- (12) (立入り権限に関する規則) (6) 項または(11) 項にもとづきいずれかの場所に立ち入ることを認められた子ども保護ワーカーは、規則にしたがって立入り権限を行使する。
- (13) (子ども保護ワーカーとしての保安官の権限) (2) 項、(6) 項、(7) 項、(10) 項、(11) 項および(12) 項は、保安官に対しても、当該保安官が子ども保護ワーカーであるものとして適用する。
- (14) (個人責任からの保護) 本条にもとづく職務を遂行する過程でまたは当該職務の遂行を意図した行動の過程で誠実に行なわれたいずれかの行為、または当該職務を誠実に遂行する過程で生じたとされる怠慢もしくは瑕疵を理由とするいかなる訴訟も、保安官または子ども保護ワーカーに対して提起されてはならない。

## 子どもの身柄確保の特別事案

第 41 条 (1) (インケアの子どもの子の身柄確保令状) 治安判事は、保安官または子ども保護ワーカーが宣誓のうえ提出した情報にもとづいて以下の要件が満たされていると認めるときは、子どもを安全な場所に連れていく権限を保安官または子ども保護ワーカーに認める令状を發布することができる。

(a) 現に 16 歳未満であるまたは 16 歳未満と思われる子どもが、法律にもとづく協会のケアおよび監護から協会の同意なく離れたまたは分離されたこと。

(b) 子どもを安全な場所に連れていくこと以外に子どもを十分に保護する利用可能な手段が存在しないと思ふに足る合理的および蓋然的根拠が存在すること。

(2) (同) 治安判事は、いずれかの者に対する(1)項の令状の發布を、その者が(4)項にもとづき子どもを安全な場所に連れていけるといふ理由のみで拒否してはならない。

(3) (場所の指定の不要) (1)項の令状においては、子どもがいる場所を指定する必要はない。

(4) (令状なしの、インケアの子どもの子の保護) 合理的および蓋然的根拠にもとづいて以下の要件が満たされていると考える保安官または子ども保護ワーカーは、令状なしに子どもを安全な場所に連れていくことができる。

(a) 現に 16 歳未満であるまたは 16 歳未満と思われる子どもが、法律にもとづく協会のケアおよび監護から協会の同意なく離れたまたは分離されたこと。

(b) (1)項の令状の發布を受けるために必要とされる時間内に、子どもの健康または安全が相当におびやかされるおそれがあること。

(5) (開放一時拘禁所を離れた子どもの子の身柄確保) 子どもが、本章にもとづき、第 4 章 (罪を犯した青少年) に定める開放一時拘禁所に指定された安全な場所に収容されている場合であって、以下のいずれかの者の同意を得ずに当該拘禁所を離れたときは、保安官、当該安全な場所の責任者または当該責任者の代理人は、令状なしに子どもの子の身柄を確保することができる。

(a) 子どもをケア、監護および管理している協会。

(b) 当該安全な場所の責任者。

(6) (同) (5)項にもとづいて子どもの子の身柄を確保する者は、以下のいずれかの対応をとる。

(a) 子どもをいずれかの安全な場所に連れていき、もとの安全な場所に子どもが復帰することができるまでそこに収容すること。

(b) もとの安全な場所に子どもを復帰させ、またはその手配をすること。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 41.

第 42 条 (1) (12 歳未満の子どもの子の身柄確保) 保安官は、12 歳以上の者であれば有罪と見なされうる行為を、現に 12 歳未満であるまたは 12 歳未満と思われる子どもが行なったと合理的および蓋然的根拠にもとづいて考えるときは、その子どもの子の身柄を令状なしに確保することができる。子どもの子の身柄を確保した保安官は、ただちに以下のいずれかの対応をとる。

(a) 実際上可能なかぎり早期に、子どもを、その親または当該の子どもに責任を有するその他の者のもとに復帰させること。

(b) 合理的な期間内に子どもを親またはその他の者のもとに復帰させることができないときは、子どもをいずれかの安全な場所に連れていき、子どもが親またはその他の者のもとに復帰できるまでそこに収容すること。

(2) (親等への通知) (1)項にもとづき子どもが収容された安全な場所の責任者は、子どもが親またはその他の者のもとに復帰できるよう、その子どもの子の親またはその子どもに責任を有するその他の者に子どもの子の収容

について通知するために合理的な努力を行なう。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 42 (1, 2).

(3) (12時間以内に子どもが親等のもとへ復帰できない場合) (1)項にもとづき安全な場所に収容された子どもが、安全な場所に連れてこられてから12時間以内にその親またはその子どもに責任を有するその他の者のもとに復帰できないときは、その子どもは、(1)項にもとづき身柄を確保された子どもではなく、第40条(7)項にもとづき安全な場所に連れてこられた子どもに準ずる取扱いを受ける。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 42 (3); 1993, c. 27, Sched.

第43条 (1) (定義) 本条において、「親」(parent)には以下の者を含む。

(a) 子どもの監護権を有する認可機関。

(b) 子どもをケアおよび管理する者。

(2) (家出した子どもの身柄確保令状) 治安判事は、子どもの親が宣誓のうえ提出した情報にもとづいて以下の要件が満たされていると認めるときは、子どもの身柄を確保する権限を保安官または子ども保護ワーカーに認める令状を発布することができる。

(a) 子どもが16歳未満であること。

(b) 子どもが、親の同意なく親のケアおよび管理から離れたこと。

(c) 親が、合理的および蓋然的根拠にもとづき、子どもの身柄が確保されなければ子どもの健康または安全に危害がもたらされる可能性があると考えていること。

(3) (同) (2)項にもとづいて子どもの身柄を確保した者は、実際上可能なかぎり早期に子どもをその親のもとに復帰させるものとし、合理的な期間内に子どもを親のもとに復帰させられないときは、子どもを安全な場所に連れていかなければならない。

(4) (親等への通知) (3)項にもとづき子どもが収容された安全な場所の責任者は、子どもが親のもとに復帰できるよう、子どもが当該安全な場所にいる旨をその子どもの親に通知するために合理的な努力を行なう。

(5) (12時間以内に子どもが親等のもとへ復帰できない場合) (3)項にもとづき安全な場所に収容された子どもが、安全な場所に連れてこられてから12時間以内にその親のもとに復帰できないときは、その子どもは、(2)項にもとづき身柄を確保された子どもではなく、第40条(2)項にもとづき安全な場所に連れてこられた子どもに準ずる取扱いを受ける。

(6) (監護権執行手続のほうが適切な場合) 子ども法改革法第36条にもとづく手続のほうが適切な状況下で、子どもが一方の親の同意を得て他方の親のケアおよび管理から離れたときは、治安判事は(2)項の令状を発布してはならない。

(7) (場所の指定の不要) (2)項の令状においては、子どもがいる場所を指定する必要はない。

(8) (子ども保護手続) 本条にもとづいて身柄を確保された子どもが保護を必要としており、かつ、親のもとに復帰した場合には子どもの健康または安全に相当の危害がもたらされる可能性があるとき、保安官または子ども保護ワーカーが合理的および蓋然的根拠にもとづいて考えるときは、以下のいずれかの対応をとる。

(a) 保安官または子ども保護ワーカーは、第40条(7)項にもとづき子どもを安全な場所に連れていくことができる。

(b) 子どもが(5)項にもとづき安全な場所に連れていかれていたときは、その子どもは、第40条(7)項にもとづき安全な場所に連れていかれた子どもに準ずる取扱いを受ける。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 43.

#### 身柄確保の特別事案に関する立入り権限その他の規定

第44条 (1) (立入り等の権限) 第41条(1)項または第43条(2)項の令状により子どもを安全な場所に連れていく権限を認められた者は、令状で指定されたいずれの場所にも、必要であれば実力によっていつでも立入り、かつ子どもの捜索および連行を行なうことができる。

(2) (立入りの権利等) 第41条(4)項もしくは(5)項または第42条(1)項にもとづく権限を認められた者であって、当該条項に掲げられた子どもがいずれかの場所にいると合理的および蓋然的根拠にもとづいて考える者は、令状なしに、必要であれば実力によって当該場所に立入り、かつ子どもの捜索および連行を行なうことができる。

(3) (立入り権限に関する規則) 本条にもとづきいずれかの場所に立ち入ることを認められた子ども保護ワーカーは、規則にしたがって立入り権限を行使する。

- (4) (警察の援助) 第41条または第43条にもとづいて行動する子ども保護ワーカーは警察官の援助を求めることができる。
- (5) (子どもの診断への同意) 第42条(3)項または第43条(5)項にもとづき、子どもが安全な場所に連れてこられたときと同様に子どもに対応する子ども保護ワーカーは、他の場合には親の同意が必要とされるときも、医師による子どもの診断を認めることができる。
- (6) (開放一時拘禁所) 第41条または第42条にもとづいて子どもを安全な場所に連れていく者が、いっそう制約の少ない手段が実行可能ではないと合理的および蓋然的根拠にもとづいて考えるときは、子どもを、第4章(罪を犯した青少年)に定める開放一時拘禁所である安全な場所に収容することができる。
- (7) (個人責任からの保護) 第41条、第42条または第43条にもとづく職務を遂行する過程でまたは当該職務の遂行を意図した行動の過程で誠実に行なわれたいずれかの行為、または当該職務を誠実に遂行する過程で生じたとされる怠慢もしくは瑕疵を理由とするいかなる訴訟も、保安官または子ども保護ワーカーに対して提起されてはならない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 44.

## 審判および命令

第45条 (1) (定義) 本条において、「メディア」(media)とは、新聞および雑誌、ラジオならびにテレビの各媒体をいう。

(2) (適用) 本条は、第76条(児童虐待登録簿)にもとづく聴聞を除き、本章にもとづいて行なわれる審判に適用する。

注：(2)項は、州副総督の布告で指定される日に、オンタリオ州法(1999年)第2章第11条によって廃止し、以下に代えるものとする。

(2) (適用) 本条は本章にもとづいて行なわれる審判に適用する。

参照：1999, c. 2, ss. 11, 38.

(3) (審判の刑事手続からの分離) 審判は、刑事手続における公判とは分離して行なう。

(4) (裁判所が別段の命令を言渡したときを除く、審判の非公開) 審判は、(5)項にしたがうことを条件として、公衆の立会いなしで開く。ただし、裁判所が、以下の点を考慮したのち、公開で審判を開くと命令したときはこのかぎりでない。

(a) 当事者の希望および利益。

(b) 公衆の立会いによって、審判の証人もしくは参加者または手続の対象である子どもに情緒的害がもたらされるかどうか。

(5) (メディアの代表) (6)項にしたがって選ばれたメディアの代表は、公衆の立会いなしで開かれる審判に立会うことができる。ただし、裁判所が(7)項にしたがってその立会いを禁ずる命令を言渡したときは、このかぎりでない。

(6) (同) 公衆の立会いなしで開かれる審判に立会うことができるメディアの代表は、以下のとおり選ばれる。

1. 立会うメディアの代表は、自分たちのなかから2名を超える者を選んではならない。

2. 立会うメディアの代表がその選択について合意できないときは、裁判所は、審判に立会うことができるメディアの代表を、2名を超えない範囲で選ぶことができる。

3. 裁判所は、2名を超えるメディアの代表が立会うことを認めることができる。

(7) (メディアの代表の立会いまたは公表を禁ずる命令) 裁判所は、メディアの代表が立会うことまたは場合により報告書が公表されることによって、審判の証人もしくは参加者または手続の対象である子どもに情緒的害がもたらされると考えるときは、以下の命令を言渡すことができる。

(a) 特定のメディアの代表に対し、審判の全部または一部への立会いを禁ずること。

(b) すべてのメディアの代表に対し、審判の全部または一部への立会いを禁ずること。

(c) 審判または審判のうち指定された箇所の報告書の公表を禁ずること。

(8) (禁止：子どもの特定) 何人も、審判の証人もしくは参加者または手続の対象である子ども、または子どもの親もしくは里親または子どもの家族の構成員を特定することにつながる情報を公表または公開してはならない。

(9) (同：成人に関する命令) 裁判所は、本章にもとづく犯罪で告発された者を特定することにつながる情報の公表を禁ずる命令を言渡すことができる。

(10) (調書) 当事者または当事者の事務弁護士を除くいかなる者に対しても、審判の調書の謄本が交付されてはならない。ただし、裁判所が別段の命令を言渡したときはこのかぎりでない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 45.

第46条 (1) (収容期間の制限) 第40条または第79条(6)項にもとづき子どもが安全な場所に連れてこられた時点、または第78条(2)項にもとづいてホームヘルパーがいずれかの場所に留まるようになりまたは配置された時点から、実際上可能なかぎり早期に、しかしいずれの場合にも5日を超えることなく、以下のいずれかの対応がとられるものとする。

(a) 第47条(1)項(子ども保護審判)の審判のため当該事案を裁判所に送致すること。

(b) 子どもを、最後に子どもに責任を有していた者、または子どもの監護に関してオンタリオで執行可能な命令が出ているときは当該命令にもとづき監護権を有する者のもとに、復帰させること。

(c) 第2章(サービスへの任意的アクセス)第29条(1)項にもとづく一時ケア協定を交わすこと。

(2) (同:開放一時拘禁所) 開放一時拘禁所である安全な場所に子どもが連れてこられてから24時間以内または実際上可能なかぎり早期に、審判のため当該事案を裁判所に送致するとともに、以下の対応がとられるものとする。

(a) いっそう制約の少ない手段が実行可能でないと認められるときは、総計30日間を超えない期間、子どもを当該開放一時拘禁所に収容し、その後は協会のケアおよび監護に復帰させることを命ずること。

(b) 子どもを当該開放一時拘禁所から退所させ、かつ協会のケアおよび監護に復帰させることを命ずること。

(c) 第51条(2)項(一時的ケアおよび監護)の命令を言渡すこと。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 46.

第47条 (1) (子ども保護審判) 第40条(1)項の申立てが行なわれたとき、または子どもが保護を必要としているかどうか決定するために事案が裁判所に送致されたときは、裁判所は、審判を開いて当該問題について決定し、かつ第57条にもとづく命令を言渡す。

(2) (子どもの氏名、年齢等) 実際上可能なかぎり早期に、かついずれの場合にも子どもが保護を必要としているかどうか決定する前に、裁判所は以下の点を確定する。

(a) 子どもの氏名および年齢。

(b) 子どもがいずれかの宗教的信条のなかで養育されているときは、当該宗教的信条。

(c) 子どもがインディアンまたは先住民であるかどうか、および、そうであるときは、子どものバンドまたは先住民コミュニティ。

(d) 審判の前に子どもが安全な場所に連れていかれていたときは、子どもが分離された場所の所在。

(3) (16歳の誕生日をはさむ場合) 本章の他のいかなる規定にも関わらず、手続が開始したときまたは子どもが身柄を確保されたときに子どもが16歳未満であったときは、裁判所は、本章にもとづく審判および事案に関する決定ならびに命令を、子どもが16歳未満であるものとして言渡すことができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 47.

第48条 (1) (管轄地の定義) 本条において、「管轄地」(territorial jurisdiction)とは、第15条(2)項にもとづく協会の管轄地をいう。

(2) (審判の場所) 本章にもとづいて子どもに関して開かれる審判は、子どもが通常居住する管轄地において行なう。ただし、以下の場合はこのかぎりでない。

(a) 審判の前に子どもが安全な場所に連れていかれていたときは、審判は、子どもが分離された場所が存在する管轄地において開く。

(b) 子どもが第57条の協会監護命令または国の監護命令にもとづいて協会のケアのもとに置かれているときは、審判は、当該協会の管轄地において開く。

(c) 子どもが第57条の協会監督命令の対象とされているときは、審判は、当該協会の管轄地、または、子どもが措置されている親またはその他の者が居住する管轄地において開くことができる。

(3) (手続の移送) 裁判所が、本章にもとづく手続のいずれかの段階で、他の管轄地で手続を進めることの利便性が優先されると認めるときは、裁判所は、手続を当該管轄地に移送し、かつそこで開始されたものとして継続することを命ずることができる。

(4) (協会に影響を及ぼす命令) 裁判所は、裁判所の所在が当該協会の管轄地内でなければ、子どもを協会の



ケアまたは監督のもとに措置するという命令を言渡してはならない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 48.

第 49 条 (裁判所の権限) 裁判所は、職権により、いずれかの者を召喚して出廷、証言および文書または事物の提出をさせることができ、かつ、家族法にもとづく手続で発布された召喚状と同様に召喚状にしたがうことを強制することができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 49; 1993, c. 27, Sched.

第 50 条 (1) (子どもに対する過去の行為の考慮) 証拠法のいずれの規定にも関わらず、本章にもとづくあらゆる手続においては以下のことを適用する。

(a) 裁判所は、いずれかの者が手続の対象とされている子どもをケアしておりもしくは当該の子どもと面接交渉を行っており、またはそのいずれかの権利を認められているときは、いずれかの子どもに対するその者の過去の行為を考慮することができる。

(b) 口頭もしくは書面による陳述または報告書であって手続に関連すると裁判所が考えるもの (以前の民事手続または刑事手続の調書、書証もしくは事実認定または決定理由を含む) も、証拠能力を認める。

1999, c. 2, s. 12.

(2) (同: 提出の順序) 第 47 条(1)項の審判においては、事案の処分に関しのみ関連する証拠は、子どもが保護を必要としていると裁判所が決定するまで証拠能力を認められない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 50 (2).

注: 1990 年オンタリオ州法第 2 章第 12 条の布告に関わらず、第 3 章にもとづくいずれかの手続 (地位の再審査手続を含む) であって 2000 年 3 月 31 日以前に開始されたものとの関連では、2000 年 3 月 31 日以前の本法第 50 条の規定を適用する。参照: 1999, c. 2, ss. 37 (5), 38.

第 51 条 (1) (中断) 裁判所は、以下のいずれかの場合には審判を 30 日以上中断してはならない。

(a) 出席した当事者全員および中断中に子どもをケアする者が同意しないとき。

(b) 審判に出席していない当事者がそれ以上の中断に反対であることを裁判所が承知しているとき。

(2) (中断中の監護) 審判が中断されるときは、裁判所は、ケアおよび監護に関する仮処分命令を言渡し、子どもが以下のいずれかの状態に置かれるべきことを定める。

(a) 本章にもとづく介入の直前に子どもに責任を負っていた者のケアおよび監護のもとに留まるまたは復帰する。

(b) 協会の監督に服することを条件として、かつ、裁判所が適当と考える、子どもの監督に関わる合理的な条件のもとで、(a) 号の者のケアおよび監護のもとに留まるまたは復帰する。

(c) (a) 号の者以外の者のケアおよび監護のもとに、当該の者の同意を得て、協会の監督に服することを条件として、かつ、裁判所が適当と考える、子どもの監督に関わる合理的な条件のもとで、措置する。

(d) 協会のケアおよび監護のもとに措置する。ただし、以下のいずれかの場所に措置することはできない。

(i) 第 4 章 (罪を犯した青少年) に定める閉鎖収容所。

(ii) 本章に定める開放一時拘禁所であって、安全な場所として指定されていない場所。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 51 (1, 2).

(3) (基準) 裁判所は、子どもが害をこうむる可能性が高いおそれがあり、かつ(2)項(a)号または(b)号の命令では子どもを十分に保護することができないと考える合理的な根拠があると認める場合でなければ、(2)項(c)号または(d)号の命令を言渡してはならない。1999, c. 2, s. 13.

(4) (第 62 条の適用) 裁判所が(2)項(d)号の決定を行なうときは、第 62 条 (親の同意) の規定を準用する。

(5) (面接交渉) (2)項(c)号または(d)号の決定には、裁判所が適当と考える条件のもとでいずれかの者が子どもと面接交渉を行なう権利に関する規定を含めることができる。

(6) (変更権限) 裁判所は、(2)項の命令をいつでも変更または停止することができる。

(7) (中断に関する証拠) 本条の適用上、裁判所は、当該状況において信頼できかつ確実であると見なす証拠の証拠能力を認め、かつ当該証拠にもとづいて行動することができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 51 (4-7).

注: 1999 年オンタリオ州法第 2 章第 13 条の布告に関わらず、第 3 章にもとづくいずれかの手続 (地位の再審査手続を含む) であって 2000 年 3 月 31 日以前に開始されたものとの関連では、2000 年 3 月 31 日以前の本法第 51 条の規定を適用する。参照: 1999, c. 2, ss. 37(5), 38.

第52条（遅延：裁判所による審判日の決定）第40条(1)項の申立てが行なわれたとき、または子どもが保護を必要としているかどうか決定するため事案が裁判所に提出されたときであって、手続の開始ののち3か月以内に当該決定が行なわれないときは、裁判所は以下の対応をとる。

(a) 裁判所は、命令により、当該申立てに関する審判の日を定める。当該審判日は、申立ての公正な処分と両立するかぎりにおいてもっとも早い日とすることができる。

(b) 裁判所は、手続に関して公正な指示および命令を行なうことができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 52.

第53条 (1) (理由等) 本章にもとづく命令を言渡すときは、裁判所は以下のことを示すものとする。

(a) 命令に課されるすべての条件の説明。

(b) 裁判所に提案された、子どものケアに関するすべての計画の説明。

(c) 裁判所が決定において適用しようとしている、子どものケアに関する計画の説明。

(d) 以下のものを含む決定理由。

(i) 裁判所が決定の根拠とした証拠の簡潔な説明。

(ii) 命令が、本章にもとづく介入の直前に子どもに責任を負っていた者のケアから子どもを一時的または長期的に分離する効果を有するときは、当該の者のケアのもとにおいて子どもを十分に保護することができない理由の説明。

(2) (同) (1)項(b)号は、裁判所に対し、子どものケアおよび監督のための措置先として提案されている者または場所を特定するよう義務づけるものではない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 53.

## 判定

第54条 (1) (判定命令) 子どもが保護を必要としていたとされたときは、裁判所は、以下のいずれかの者が、指定された期間内に指定された者のもとに出頭しかつその者による判定を受けるよう命令することができる。

(a) 子ども。

(b) 親、または子どもに責任を負ってきたまたは負う可能性のある者（里親を除く）。

判定を行なう者は、医学的、情緒的、発達の、心理的、教育的または社会的判定を実施する資格があると裁判所が考える者であって、かつ判定を実施することに同意した者でなければならない。

(2) (報告) (1)項の判定を行なう者は、命令で指定された期間内に判定報告書を裁判所に提出する。当該期間は30日を超えてはならない。ただし、それより長い判定期間が必要であると裁判所が考えるときはこのかぎりでない。

(3) (報告書の謄本) 裁判所が審判において報告書を検討する7日前までに、裁判所、または当該判定がいずれかの当事者の要請によるものであったときは当該当事者は、以下の者に報告書の謄本を交付しなければならない。

(a) (4)項および(5)項にしたがうことを条件として、判定を受けた者。

(b) 子どもの正式な事務弁護士または代理人。

(c) 審判に出席する親またはその正式な事務弁護士。

(d) 子どもをケアまたは監督する協会。

(e) ディレクターから謄本を求められたときは、ディレクター。

(f) 子どもがインディアンまたは先住民であるときは、子どものバンドまたは先住民コミュニティが選任する代表。

(g) 当該事案の趣旨に照らし、報告書の謄本を受領すべきであると裁判所が考える他のすべての者。

(4) (12歳未満の子ども) 判定を受けた者が12歳未満の子どもであるときは、子どもは報告書の謄本を受領できない。ただし、子どもが報告書の謄本を受領することが望ましいと裁判所が考えるときは、このかぎりでない。

(5) (12歳以上の子ども) 判定を受けた者が12歳以上の子どもであるときは、子どもは報告書の謄本を受領する。ただし、子どもに報告書の全部または一部を開示することが子どもに情緒的害をもたらすことになることと裁判所が認めるときは、このかぎりでない。その場合、裁判所は報告書の全部または一部を子どもに開示しないことができる。

(6) (判定の証拠能力) (1)項にもとづき命令された判定の報告書は証拠として扱われ、かつ裁判所の手続記録に含められる。

(7) (拒否を理由とする推定) 裁判所は、いずれかの者が(1)項にもとづき命令された判定を受けることを拒否するときは、それを理由として、裁判所が合理的と考えるいかなる推定も導き出すことができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 54 (1-7).

(8) (報告書の証拠能力の否定) (1)項にもとづき命令された判定の報告書は、以下のいずれかの手続を除く他のいかなる手続においても証拠能力を認められない。

(a)本章にもとづく手続(第69条にもとづく不服申立てを含む)。

(b)第81条の手続。

(c)判定を受けた者の同意を得ずに進められる、検死官法上の手続。1999, c. 2, s. 14.

注: 1999年オンタリオ州法第2章第14条の布告に関わらず、第3章にもとづくいずれかの手続(地位の再審査手続を含む)であって2000年3月31日以前に開始されたものとの関連では、2000年3月31日以前の本法第54条の規定を適用する。参照: 1990, c. 2, ss. 37(5), 38.

第55条(同意にもとづく命令: 特別要件) 第37条(2)項(1)号に掲げられた同意にもとづいて子どもが裁判所に引致されたときは、裁判所は、第57条にもとづいて子どもを親のケアおよび監護から分離する命令を言渡す前に、以下のことをする。

(a)以下の点について質すこと。

(i) 協会が、親および子どもに対し、子どもが親のもとに留まることを可能にするようなサービスを提供してきたか。

(ii) 親、および子どもが12歳以上であるときは子どもが、当該同意との関連で独立した弁護士と協議したか。

(b)以下の点を確認すること。

(i) 親、および子どもが12歳以上であるときは子どもが、同意の性質および結果を理解していること。

(ii) すべての同意が任意であること。

(iii) 親、および子どもが12歳以上であるときは子どもが、言渡される予定である命令に同意していること。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 55.

第56条(協会による子どものための計画) 裁判所は、第57条または第65条の命令を言渡す前に、協会が書面で作成した子どものケアに関する計画を入手および検討する。当該計画には以下の内容が含まれなければならない。

(a)子どもが保護を必要としていると判断される根拠となった条件または状況を是正するために提供されるサービスの記述。

(b)協会が、協会の監護または監督がもはや必要ないと判断するさいの基準の説明。

(c)協会による介入の目的を達成するために必要な時間の見積り。

(d)協会がいずれかの者のケアから子どもを分離するよう提案しているときまたは当該分離をすでに行なっているときは、以下の内容。

(i) 当該の者のケアのもとで子どもを十分に保護することができない理由の説明、および、そのためにこれまで行なわれた努力の記述。

(ii) 子どもが当該の者と接触できることを維持するための努力が計画されているときは、当該努力の説明。

(e)協会がいずれかの者のケアから子どもを恒久的に分離するよう提案しているときまたは当該分離をすでに行なっているときは、子どもの長期的かつ安定した措置のために行なわれたまたは行なわれようとしている手配の記述。

第57条 (1) (子どもが保護を必要としているときの命令) 裁判所が、子どもが保護を必要としていると判断し、かつ、今後子どもを保護するために裁判所の命令を通じた介入が必要であると認めるときは、裁判所は子どもの最善の利益にのっとって以下のいずれかの命令を言渡す。

1. (監督命令) 3か月を下回らずかつ12か月を超えない定められた期間、協会の監督に服することを条件として、子どもを親または他の者のもとに措置または復帰させること。
2. (協会監護) 12か月を超えない定められた期間、子どもを協会の監護の対象とし、かつそのケアおよび監護のもとに措置すること。
3. (国の監護) 監護が第65条にもとづいて停止または第71条(1)項にもとづいて終了するまで子どもを国の監護の対象とし、かつ協会のケアのもとに措置すること。
4. (協会監護および監督の併合命令) 子どもを、定められた期間、2号にもとづいて協会の監護の対象とし、その後、連続したまたは分割された期間であって通算して12か月を超えない期間、親または他の者のもとに復帰させること。

(2) (裁判所の審問) (1)項のいずれの命令を言渡すか決定する前に、裁判所は、当事者に対し、協会またはその他の機関もしくは者が、本章にもとづく介入の前に子どもを援助するためにどのような努力を行なったか質すものとする。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 57 (1, 2).

(3) (いっそう阻害性の少ない手段の優先) 裁判所は、子どもにとっていっそう阻害性の少ない手段(非居住型サービスおよび(2)項に掲げられた援助を含む)では子どもを保護するのに不十分であると認めるときでなければ、本章にもとづく介入の直前に子どもに責任を有していたケアのもとから子どもを分離する命令を言渡してはならない。

(4) (コミュニティ内措置の検討) 本章にもとづく介入の直前に子どもに責任を有していたケアのもとから子どもを分離することが必要であると決定するときは、裁判所は、(1)項2号または3号の協会監護または国の監護の命令を言渡す前に、(1)項1号にもとづき、親族または他の者の同意を得て子どもを親族、近隣住民または子どものコミュニティもしくは拡大家族のその他の構成員のもとに措置することが可能かどうか検討する。

(5) (同：子どもがインディアンまたは先住民であるとき) (4)項の子どもがインディアンまたは先住民であるときは、子どもを他の場所に措置する相当の理由が存在しないかぎり、裁判所は子どもを以下のいずれかの者のもとに措置する。

(a) 子どもの拡大家族の構成員。

(b) 子どものバンドまたは先住民コミュニティの構成員。

(c) 他のインディアンまたは先住民の家族。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 57 (4, 5).

(6) 削除：1999, c. 2, s. 15(2).

(7) (同) 第39条(7)項にもとづき裁判所がいずれかの者への通知を免除したときは、裁判所は、その者に対する通知が行なわれたのち第47条(1)項にもとづくさらなる審判が開かれるまで、(1)項3号の国の監護命令または(1)項2号の協会監護命令を言渡さない。

(8) (監督命令の条件) (1)項1号の監督命令を言渡すときは、裁判所は、以下の者に対し、子どものケアおよび監督に関わる合理的な条件を課すことができる。

(a) 子どもの措置先または復帰先である者。

(b) 監督を行なう協会。

(c) 子ども。

(d) 審判に参加した他のすべての者。

(9) (裁判所の命令が必要でない場合) 裁判所が、子どもが保護を必要としていると判断しながらも、今後子どもを保護するために裁判所の命令が必要であることを認めないときは、裁判所は、本章にもとづく介入の直前に子どもに責任を負っていた者のもとに子どもが留まりまたは復帰するよう命ずる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 57 (7-9).

注：1999年オンタリオ州法第2章第15条の布告に関わらず、第3章にもとづくいずれかの手続(地位の再審査手続を含む)であって2000年3月31日以前に開始されたものとの関連では、2000年3月31日以前の本法第57条の規定を適用する。参照：1990, c. 2, ss. 37(5), 38.

## 面接交渉

第58条 (1) (面接交渉命令) 裁判所は、以下のいずれかの場合に、子どもの最善の利益にしたがって、子どもに対するいずれかの者の面接交渉またはいずれかの者に対する子どもの面接交渉についての命令を言渡